

議員提出議案第8号

有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年9月19日

提出者 西東京市議会議員 菅原 みほ

賛成者 西東京市議会議員 下田 純一

西東京市議会議員 藤田 美智子

西東京市議会議員 大竹 あつ子

西東京市議会議員 山崎 英昭

西東京市議会議員 後藤 ゆう子

西東京市議会議員 納田 さおり

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

西東京市議会議員 長井 秀和

## 有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

P F A S（ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物）いわゆる有機フッ素化合物については、これまでに環境省等が行ったP F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）やP F O A（ペルフルオロオクタン酸）の調査において、多摩地域でも局地的に地下水などにおいて比較的濃度の高い地点があることが判明しています。

現在、飲み水（水道水）については、P F A S、P F O Sが暫定目標を超えることがないように東京都により管理されています。

また、摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は国内において正式な調査結果として報告はされていませんが、市民の不安を払拭するため、また風評被害による影響を発生させないため、より実効性のある対応や情報発信のためには、健康影響及び環境に関する評価や農作物への影響に対する科学的根拠に基づいた知見が早急に必要であります。

よって、下記の内容を求めます。

### 記

- 1 P F A Sに対する最新の科学的知見等を踏まえて、健康影響及び環境に関する評価を分かりやすく示すこと。また、健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、地方自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 2 「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和2年6月）」について、超過地点周辺における対応の記載に加え、広域的な対応についても追加するとともに、より実効性のある内容に見直すこと。
- 3 土壌中のP F A Sについて、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等を示すこと。
- 4 P F A Sの農畜産物等への影響を評価すること。
- 5 高濃度のP F A Sが検出されている地域については、原因究明に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、東京都知事